

中国における資本金制度（2）

- 登記済みかつ払込前の登録資本金にかかわる連結について -

March 2018



今回は、資本金制度、並びに資本金払込前の取扱いについての連載の第2回として、資本金払込前の取扱いについて解説を行います。

About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018年1月時点で、世界86ヶ国に業務を展開し、20,000人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

I. 連結範囲にかかわる判断基準

日本会計制度上、連結財務諸表に含まれる子会社の判定に関しては、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準が適用されています。尚、「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関、以下「意思決定機関」）を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいうとしています。また、親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなすとされています。ちなみに、連結会計基準では、親会社、すなわち、他の企業の意思決定機関を支配している企業とは、次の企業をいうとしています。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでないものとされています。

1. 他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業。

2. 他の企業の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業。

① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること。

② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

④ 他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む）。

⑤ その他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

3. 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業。

II. 参考:中国企業会計準則における連結範囲

連結財務諸表における連結範囲は支配を基礎として決定しなければなりません。親会社が直接または子会社を通して間接に被投資会社の過半数の議決権を有する企業については、親会社が被投資会社を支配可能であることを示すものとし、被投資会社を子会社と認定し連結財務諸表における連結範囲に含めなければならないものとされています。但し、親会社が被投資会社を支配することができないことについて証明できる場合は除外されます。

親会社が被投資会社の半数または半数以下の議決権を有する場合であっても、以下の条件の一つを満たす場合には、親会社が被投資会社を支配することができるものとみなし、被投資会社を子会社と認定し連結財務諸表におけ

る連結範囲に含めなければならないものとされます。但し、親会社が被投資会社を支配することができないことについて証明できる場合は除外されます。

1. 被投資会社の他の投資者との協定によって、被投資会社の議決権の過半数を有する場合
2. 企業の定款または協定によって、被投資会社の財務及び経営政策決定権を有する場合
3. 被投資企業の董事会または類似の機構における構成員の過半数を選任または解任する権利を有する場合
4. 被投資会社の董事会または類似の機構における議決権の過半数を有する場合

従って、日本及び中国ともに支配基準をより明確な連結範囲の基準としており、基本的には、その資本比率にかかわらず董事会における構成員が過半数を占めることにより連結範囲に含めることになるものといえます。

Ⅲ. 払込前の出資者としての権利義務及び実務的取扱い

現在中国においては、外商投資企業の設立について、原則的に登記制が採用されており、登記部門（工商行政管理局）において、合弁契約及び定款等の適法性等にかかわる確認がなされることになります。ここで、合弁企業については、これらの合弁契約や定款等において、出資者双方の権利義務等が定められており、この中には双方の出資期限についても定められることになります。従って、原則として、出資者双方の権利義務は、これらの登記された合弁契約の内容に即して処理されるものとなり、これらの約定内容に従っている限り、出資期限到来前にその払込が為されていないことをもって、出資者の権限（及び義務）が認められないことはないと考えられます。

よって、原則として、合弁契約及び定款に従っている限りにおいては、出資払込前の状況においても企業の意思決定機関を支配している場合には、連結の適用範囲と考えられます。

しかしながら、他方で、中国会社法上「株主は実際払込資本の比率に基づき配当を受ける。（中略）但し、出資比率に従わずに配当を受けることにつき株主全員が約定した場合を除く。」（第 34 条）との規定が設けられており、原則として、出資払込未了の状況では、配当を受ける権利について制限が設けられることになっています。

また、このことは実際に払込まれた資本の比率が登記されている合弁契約の内容と異なっている状態、すなわち全額払込前の状態においても、配当が認められることが想定されたものと考えられます。しかしながら、ここでは、合弁契約に規定される出資期限を遵守していることが前提と考えられ、合弁契約の規定に違反して払込未了である場合については、既払込部分に対応する配当については先に未払込部分の払込に充当されるものと考えられます。

従って、仮に連結範囲に含めることにより収益の計上を行ったとしても、払込を実施しない限りにおいては、収益を回収する手段がないものとなってしまいます。

この点からは、原則的に出資払込の有無にかかわらず、合弁契約に従った出資者としての権利義務を有することとなるものの、配当を受ける権利については、実際払込までは認められないものとなります。

以上の内容を総合的に見た場合には、実務的には、連結の適用に際しては、一定の払込を行うことが妥当であるものと考えられ、また、合弁契約に規定される出資比率を保てるように払込みを行っておくことが望ましいものと考えられます。

（参考: 制度的には、配当の源泉となる利益を稼得する期間において払込を実施していない場合においても、配当決議の時点において払込を実施していれば、配当を受けることができるものと想定されているといえますが、株主間の理解の齟齬を回避しておくためにはその旨を明文化しておくことに付き一定の意義があるものと考えられます。）

引用文献

Science Portal China 屠 錦寧 (Tu Jinning) 【14-001】 中国会社法における資本制度の改革 (その 1)

この記事は三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn